

R 5 松木野口地区ふれあい広場等遊具設置業務委託仕様書

1 業務内容

- (1) 既存遊具の撤去及び廃棄
- (2) 新しい遊具の調達・搬入・設置
- (3) 撤去・新設に伴う整地等
- (4) 竣工図の作成

2 設置場所 霧島市 国分松木・隼人町東郷 地内

3 遊具の新設に関する条件

- ・ 新設する遊具は、松木野口地区ふれあい広場がコンビネーション遊具1基、スイング遊具2基、日当山温泉公園が2連ブランコ、シーソーとする。遊具の規模は既存のものと同等でなくてもよい。
- ・ 遊具の対象年齢は、概ね3歳から12歳までとし、幼児向けと児童向けをバランス良く配置すること。
- ・ 子どもたちの好奇心を刺激し、楽しく遊べるような魅力あるものとする。
- ・ 周辺の景観に対し、遊具の見え方を配慮すること。
- ・ 遊具にはゴムチップ、セーフティマット等必要な安全施設を設置すること。
- ・ 遊具の材質は、耐久性に優れ、維持管理が容易な構造であること。また、交換部品の調達が容易であること。
- ・ 新設する遊具は、生産物賠償責任保険加入製品であること。
- ・ 遊具の対象年齢及び注意事項を記載したセーフティサインを配置すること。
- ・ 新設する遊具は、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂第2版）（平成26年6月国土交通省）」及び「遊具の安全に関する基準（JPFA-SP-S:2014）」（一般社団法人 日本公園施設協議会）」に準拠していること。

4 業務期間 契約日から令和6年3月15日（金）まで

5 費用 6,600,000円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

6 地域経済への貢献

下請業者等については、可能な限り霧島市内業者を選定すること。

7 機密の保持及び個人情報の保護

- (1) 受託者は、本業務（再委託した場合を含む）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、棄損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

- (2) 本業務を処理するための個人情報の取扱いについては、「霧島市個人情報保護条例」を遵守すること。

8 その他

- (1) 業務の実施にあたっては、関係法令を厳守し、安全管理を十分に行い、松木野口地区ふれあい広場及び日当山温泉公園内の利用者の安全を第一とすること。
- (2) 事業の実施にあたっては、着手前に施工計画書を霧島市へ提出すること。
- (3) 現場から発生する建設副産物等については、関係法令に基づき適正に処分すること。
- (4) 業務の実施に際して疑義が生じた場合は、速やかに霧島市と協議し、指示に従うこと。
- (5) 契約後、本仕様の内容を変更する必要がある場合は、速やかに霧島市と協議のうえ、了承を得ること。